

新型コロナウイルス感染症対応支援金交付要領

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症対応支援金（以下「支援金」という。）は、新型コロナウイルス感染症予防等に対応する事業者の取り組みを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 令和2年6月1日において現に町内で事業を行う者をいう。
- (2) 店舗 商品又はサービスを提供する建物のことをいう

(対象事業者)

第3条 支援金の交付対象となる事業者は、三重県休業要請協力金及び三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金の交付を受けていない事業者であって、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 現に御浜町内の店舗その他これに類する施設において小売業及びサービス業（医療・介護サービスを含む。）を営んでいる事業者であること。
- (2) 消費者又は利用者に対して対面で商取引を行っている事業者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (2) その他会長が適当でない判断する事業を営む者。

(支援額)

第5条 支給金の額は、1店舗当たり一律5万円とする。ただし、複数店舗を営む事業者については、10万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、次の各号に掲げる書類をみえ熊野古道商工会御浜支所に提出しなければならない。ただし、申請時においてみえ熊野古道商工会員である申請者については（２）、（３）及び（４）の書類は省略可とする。

- （１）交付申請書
- （２）申請者の本人確認書類の写し（運転免許証、パスポート等）
- （３）現に業を営んでいることが分かる書類の写し（申告書、開業届等）
- （４）店舗その他これに類する施設の外観および内観写真
- （５）振込先口座が確認できる書類（預金通帳の写し等）
- （６）その他会長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第7条 会長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは支援金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。また、内容を審査のうえ適当と認められなかった場合は支援金の不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 会長は、前項の給付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付の決定の取り消し及び支援金の返還命令）

第8条 会長は、次の各号に掲げる場合には、前条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

- （１）交付決定を受けた事業者が、前条2項に基づく会長の付した条件に違反した場合。
- （２）交付決定を受けた事業者が、虚偽の申請その他不適正な行為を行った場合。

2 会長は、前項の規定による交付の決定の取り消しを行った場合において、既に当該取り消しに係る支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

